

第5回定例会会議録

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 令和3年5月20日(木)
午前10時00分 開会
午前11時30分 閉会 |
| 2 | 場 所 | 選挙管理委員会室 |
| 3 | 出席者 | 委員長 山内 彰
委員長職務代理 市川 康憲
委員 岡部 健一
委員 渡邊 洋吉
事務局長 渡邊 謙吉
次 長 織田 健一
選挙担当係長 小牧 正季
主 査 佐藤 知洋
書 記 中山 陽介 |
| 4 | 議 題 | 別紙議題のとおり |
| 5 | 議事経過 | 裏面のとおり |
| 6 | 特記事項 | なし |

作 成 令和3年5月20日

作成者 佐藤 知洋

議 事 録

1 協議事項

(1) 東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における公営ポスター掲示場の規格について、事務局長より説明し、資料N o. 1のとおり決定した。
なお、岡部委員より公営ポスター掲示場の詳細はどの法令に規定されているかという質問があり、事務局長より公職選挙法では国政選挙と都道府県知事選挙の設置について規定され、東京都議会議員選挙においては東京都が、世田谷区議会議員・区長選挙においては世田谷区が、それぞれ設置条例及び選挙執行規程で規定している旨説明した。

(2) 世田谷区投票所・開票所秩序保持方針（案）について、書記より説明し、委員より以下の意見が挙げられた。
・方針策定することには賛成だが、北区の事例も含め公職選挙法の規定内で退出させることができないか。
・退出命令の方法・手段について事前に決めておくべきではないか。例えば、開票管理者の署名をしてもらった書面で退出命令するなどの方法がある。
・ホームページ等で事前に周知が必要である。その他、立候補の事前審査で周知することもできる。
・方針による拘束力に不安はあるが、事前に周知することが大切と考える。

以上の意見に対して事務局長より、公職選挙法では秩序等が具体的に規定されていないため、参観人等に提示するためには方針を策定することが必要であること、退出命令については今後検討していくこと、事前周知についてはホームページの掲載及び開票立会人への事前説明を予定している旨説明した。

また、渡邊委員より公職選挙法第59条に警察官の処分を請求できると規定されているがその処分内容について質問があり、選挙担当係長より逐条解説では、「秩序保持のため警察官の応援を請求する権能」であると解説されており、具体的な処分内容の記載はない旨説明した。

以上の事を踏まえ次回定例会までに各委員で検討の上、次回定例会にて協議・決定することとなった。

2 報告事項

(1) 東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）立候補予定者説明会の出席者について、資料N o. 3のとおり報告した。また、当初の出席予定者は18名であったが、1名欠席したことも併せて説明した。

(2) 全選連東京支部定期総会の中止に伴う総会資料について、資料N o. 4のとおり報告した。

(3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について、資料N o. 5のとおり報告した。

(4) 5月19日（水）に開催を予定していた明るい選挙推進協議会第2回役員会及び第1回代表委員会について、第2回役員会は中止、第1回代表委員会は8月23日（月）に延期された旨報告した。

3 その他

(1) 次回定例会等の日程について、第6回定例会は令和2年度第1回臨時会で決定したとおりとすることを確認した。

第5回定例会議題

1 協議事項

- (1) 東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における公営ポスター掲示場の規格について（資料No. 1）
- (2) 世田谷区投票所・開票所秩序保持方針（案）について（資料No. 2）

2 報告事項

- (1) 東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）立候補予定者説明会の出席者について（資料No. 3）
- (2) 全選連東京支部定期総会の中止に伴う総会資料について（資料No. 4）
- (3) 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施について（資料No. 5）
- (4) 明るい選挙推進協議会第2回役員会の中止及び第1回代表委員会の延期について

3 その他

- (1) その他

◆次回定例会等の日程・・・出席者・開催時間にご注意ください。

5月28日（金）

●第6回定例会【全委員】

午前10時00分～ 選挙管理委員会室

【主な議題（予定）】

- ・東京都議会議員選挙に伴う選挙事務従事者等の委嘱及び兼務発令について
- ・東京都議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
- ・世田谷区投票所・開票所秩序保持方針について
- ・世田谷区選挙執行規程の一部改正について
- ・個人演説会等を開催できる施設の指定について